

バリアフリー新法の 施行に関する取扱い要領

(認定特定建築物分)

<<高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律>>

北九州市都市戦略局指導部建築指導課

平成19年1月
令和6年5月 改訂

1 申請について

- (1) バリアフリー新法に基づく申請には、次により、「認定申請書」（第三号様式、市様式一1）を提出して下さい。
- (2) 提出期限
原則として、着工前。
- (3) 提出先
都市戦略局指導部建築指導課
- (4) 提出部数
正本1通、副本1通
- (5) 正、副本には必要事項を記入のうえ、次のものを添付して下さい。
 - ① 「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト」（別紙参照）
 - ② 図面（設計者の表示、記名及び捺印）（別紙参照）
 - ③ その他建築物移動等円滑化誘導基準を満足するために必要とされる資料
 - ④ 建築物特定施設床面積表（別紙参照）
 - ※ 凡例にしたがって、対象範囲を色分けしてください。
 - ※ A4版ファイルに綴って下さい。
 - ※ 副本は、申請終了後お返しします。
- (6) 計画の変更
計画の認定を受けた計画の変更をしようとするときは、「変更認定申請書」（第三号様式、市様式一2）と(5)の書類により「変更」の申請をして下さい。
 - ※ 国土交通省令で定める軽微な変更は除く。
*特定建築物の建築の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更

2 工事完了の報告

- (1) 工事完了後は、次により「認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況についての報告書」（市様式一7）を提出して下さい。
- (2) 提出期限
工事完了後、速やかに提出して下さい。
- (3) 提出先
都市戦略局指導部建築指導課
- (4) 提出部数
1通

3 認定のメリット

(1) 表示制度

- ・建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利のため、認定特定建築物や広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することができます。

(自主製作の方)

バリアフリーシンボルマーク(別紙参照)を作製できます。

製作においては、別紙を参考にしてください。

(標準プレート購入の方)

人にやさしい建築・住宅推進協議会

TEL(03)-5524-3105

(2) 容積率の特例

- ・お年寄りや車いすを使用する方などが利用しやすくなるためには、トイレや廊下などの面積が増えることがあるため、延べ面積の1/10を限度に容積率の算定に際して延べ面積に不算入とすることができます。
- ・また、1割を超えて不算入とするためには、バリアフリー新法第24条の規定に基づき、個別に建築審査会の同意を経て特定行政庁の許可を受けることが必要です。

(3) 税制上の特例措置

- ・昇降機を設けた2,000㎡以上の認定特定建築物(特別特定建築物に限る)(新築、増築、改築)については所得税、法人税の割増償却(10%、5年間)を可能としています。

問合せ先：国土交通省住宅局建築指導課

03-5253-8111

(4) 低利融資

- ・日本政策投資銀行や中小企業金融公庫等から低利の融資(日本政策投資銀行の場合、新築工事で政策金利Ⅱ、改修工事では政策金利Ⅲ)が受けられます。
- ・認定を受けていない場合でも、一定の配慮がなされれば、低利の融資(日本政策投資銀行の場合、新築工事で政策金利Ⅰ、改修工事では政策金利Ⅱ)が受けられます。

問合せ先：日本政策投資銀行本店都市開発部

03-3244-1714

沖縄振興開発金融公庫東京本部総務部

03-3581-3241

中小企業金融公庫業務部特別貸付課

03-3270-1287

国民生活金融公庫東京相談センター

03-3270-4649

(5) 補助制度【バリアフリー環境整備促進事業】

- ・美術館、文化ホールなどの公益的な施設を含む建築物については、その施設に至る廊下、階段、エレベーター等の移動システムや、これらに付随するトイレ等の整備費の一部を補助します。